

# 介護保険だより

平成30年1月号

群馬県国民健康保険団体連合会



新年あけましておめでとうございます。  
昨年同様、介護給付費等の適正な審査・  
支払に努めて参りますので、本年もどうぞよろしく  
お願いいたします。

群馬県国民健康保険団体連合会  
介護保険課 一同

## 免除届出書の提出期限は平成30年3月31日までです

書面での請求については、請求省令（厚生労働省令第57号）第2条で電子請求と規定されており、原則、平成29年度（平成30年3月31日まで）いっぱい認められなくなりますが、同省令附則第2条の経過措置の条件に該当する請求事業者については、免除届出書を作成し「その旨を審査支払機関に届け出る（提出する）」ことにより、平成30年4月1日以降も書面での請求が認められます。

平成30年4月1日以降も書面での請求を希望される場合には、平成30年3月31日までに免除届出書をご提出ください。

なお、経過措置の条件については、介護保険だより平成29年11月号をご参照ください。

また、免除届出書の様式については、WAMNET（<http://www.wam.go.jp>）に掲載されていますので、そちらをご覧ください。

WAMNET 福祉情報提供システム、福祉・保健医療の総合情報サイトです。 群馬県み上げ/文字拡大 お問い合わせ エキスパート専用サイトはこちら

トップ 介護 医療 障害者福祉 高齢者福祉 児童福祉 知/たい

介護保険

介護保険最新情報Vol.388

作成日 2014年8月19日

①「介護給付費及び公費負担医療等に関する費用等の請求に関する省令の一部を改正する省令」の公布について  
②「電子情報処理組織を使用した請求に関して厚生大臣が定める区分、事項及び方式並びに磁気テープ、フレキシブルディスク又は光ディスクを用いた請求に関して厚生大臣が定める方式及び規格について」の一部改正について  
③「電子情報処理組織又は磁気テープ等による介護給付費等請求の届出等について」の一部改正等について

内容	資料
本文	ダウンロード
別添様式	ダウンロード

### 《検索方法》

各種検索サイトで

「介護保険最新情報 Vol.388 ワムネット」  
と入力・検索すると簡単に見つけることができます。

《WAMNET 免除届出書掲載ページ》

## 介護電子媒体化ソフトVer. 2のリリースについて

### 1 介護電子媒体化ソフトについて

国保中央会から介護電子媒体化ソフトVer. 2がリリースされました。

本ソフトは、これまで書面により介護給付費明細書を提出していた事業所が、電子媒体により、請求データを国保連合会に提出するためのCSVファイルを作成するソフトです。

群馬県国保連合会のホームページで最新のVer. 2の取得や利用上の注意点等を確認することができますので、詳細はそちらをご覧ください。

なお、本ソフトは任意で使用していただくソフトですが、従来のVer. 1は動作保証が終了となりましたので、引き続き本ソフトを使用される場合には、Ver. 2のインストールをお願いいたします。

また、本ソフトで作成したCSVファイルは、インターネット請求ではご使用できませんので、予めご承知おきください。

### 2 介護電子媒体化ソフト対象サービス

サービス 種類コード	サービス種類名称	請求様式
17	福祉用具貸与	様式第二
31	居宅療養管理指導	様式第二
34	介護予防居宅療養管理指導	様式第二の二
67	介護予防福祉用具貸与	様式第二の二

## 窓口での請求データ受付について

請求データを収めた電子媒体を直接本会の窓口にご持参された場合は、その場でシステムへの取込みを行い、正常に受け付けられるまでお待ちいただいておりますが、平成30年2月からは原則として、窓口では電子媒体の受領（枚数確認）のみとさせていただきます。

万一、エラー等により請求データが正常に受け付けられなかった場合には、電話連絡をいたしますので、改めて電子媒体の提出をお願いいたします。

なお、12時から13時までは受付時間外となり担当者が不在となりますので、本会窓口にご持参される場合には、8時30分から12時まで、または13時から17時15分までをお願いいたします。

## 月の途中で要介護状態区分が変更となった場合の請求

サービス区分	作成方法		
	給付管理票作成者		サービス事業者
	給付管理票	サービス計画費	サービス費
居宅サービス	重い方の要介護状態区分を記入し、変更前及び変更後の要介護状態区分に基づくサービスごとに記入する。	月末の要介護状態区分を記入し、月末の要介護状態区分によるサービス計画費を請求する。	月末の要介護状態区分を記入し、変更前及び変更後の要介護状態区分に基づくサービス単位数ごとに請求（要支援者、小規模多機能居宅介護及び複合型サービスのサービス単位数はあり）する。 ただし、要支援と要介護をまたぐ場合は、明細書様式ごとに請求する。（※）
小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス		/	

※ 算定単位が「1月につき」の対象サービスは「1日につき」の日割りによるサービス単位数で請求する。

## 月の途中で居宅介護支援事業所等が変更となった場合の請求

### 1 要介護状態区分の変更（要介護⇔要支援）による場合

サービス区分	作成方法		
	給付管理票作成者		サービス事業者
	給付管理票	サービス計画費	サービス費
居宅サービス	月末時点の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が作成する。	月末時点の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が請求する。	要介護状態区分ごとのサービス単位数により請求（要支援者のサービス単位数あり）する。

※ 月の途中で要介護状態・要支援状態をまたぐ変更があった場合、月末時点の居宅介護支援事業者が給付管理票を作成するため、介護予防支援事業者（地域包括支援センター）が要介護者の給付管理票を作成し、居宅介護支援事業者が要支援者の給付管理票を作成する場合がある。

## 2 その他の場合

サービス区分	作成方法		
	給付管理票作成者		サービス事業者 サービス費
	給付管理票	サービス計画費	
居宅サービス	月末時点の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が作成する。	月末時点の居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が請求する。	要介護状態区分ごとのサービス単位数により請求(要支援者及び小規模多機能居宅介護及び複合型サービスサービス単位数はあり)する。
小規模多機能型居宅介護及び複合型サービス	居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が作成する。 (※)	居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が請求する。	

※ 月の一部の期間において利用者が小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスを利用し、かつ当該期間を除いて居宅サービスを利用した場合、居宅介護（介護予防）支援事業所が給付管理票を作成する。なお、月を通して小規模多機能居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は複合型サービスのサービスを利用した場合は、小規模多機能居宅介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は複合型サービス事業所が給付管理票を作成する。

### 請求もれにご注意ください

介護給付費等及び総合事業費の請求は、「各月分について翌月10日までに行わなければならない」と規定されております。

請求期間を過ぎてしまうと、当該月は請求データを受け付けることができない場合がありますので、請求もれがないよう十分ご注意ください。

また、伝送事業所において、送信時にエラーが発生したことにより正常に受け付けられていないことがありますので、請求データを送信した際には、必ず伝送ソフトの送信結果確認画面から到達結果及び受付結果の確認を行ってください。

なお、インターネット請求の場合には、電子請求受付システムのログイン後の照会一覧からも到達結果等を確認することができますのでご活用ください。

○ 電子請求受付システムの総合窓口

<http://www.e-seikyuu.jp/>

インターネット



問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）  
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 群馬県市町村会館2階  
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077  
受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）  
ホームページ <http://gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。



国保連合会